

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成29年11月9日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700291号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1700018号

第1 結論

昭和50年1月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和27年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年1月から昭和61年3月まで

私の母親が昭和48年4月頃に私の国民年金の加入手続をA市B支所で行い、請求期間のうち昭和50年1月から昭和57年頃までの期間の国民年金保険料は、母親が自身の保険料と一緒に母親の職場に保険料を集金に来ていた人に納付していたと母親から聞いている。また、昭和57年頃から昭和61年3月までの期間の保険料は、自分が同支所で納付した記憶があるが、請求期間が保険料の未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母親が昭和48年4月頃に請求者の国民年金の加入手続をA市B支所で行った旨主張しているところ、請求者に係る同市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、「特別適用 職権適用者」の押印が確認できる。このことについて同市は、請求者は職権適用者であることを意味しており、職権適用は、国民健康保険加入者のうち国民年金未加入者を対象に国民年金への加入勧奨を行い、回答を得られなかった場合や国民年金への加入を拒否された場合に行っていた旨回答していることから、同市が請求者の母親からの加入手続によらず、職権により請求者を国民年金に加入させたものと考えられる。

また、A市は、上記の被保険者名簿の備考欄に「資格取得 57.9.30 社保進達」、手帳交付欄に「57.9.30」の押印が確認できることから、昭和57年9月30日に請求者の国民年金被保険者資格の取得に係る処理を職権により行った旨回答している。このことから、請求者は、同年9月30日に請求者の20歳到達日である昭和

47年*月*日に遡って国民年金被保険者の資格を職権適用により取得したものと考えられる。したがって、当該職権適用の処理が行われる時点までは、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、請求期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することができなかつたと考えられる。

さらに、請求者は、昭和50年1月から昭和57年頃までの期間の国民年金保険料は請求者の母親がその職場に集金に来ていた人に納付していた旨主張しているものの、A市による請求者の職権適用が行われた昭和57年9月30日において、請求期間のうち昭和50年1月から昭和55年6月までの期間の保険料は時効により納付することができず、同年7月から昭和57年3月までの期間の保険料は過年度保険料となるところ、同市は、現年度保険料の集金は納付組織が行っていたが、過年度保険料については、納付組織による集金により納付することはできなかつた旨回答していることから、請求者が主張する納付方法により当該期間の保険料を納付することはできない上、請求者の国民年金の加入手続及び昭和50年1月から昭和57年頃までの期間に係る保険料の納付を行ったとする請求者の母親は既に亡くなっていることから、加入手続及び当該期間に係る保険料の納付状況について確認することができない。

加えて、請求者は、請求期間のうち昭和57年頃から昭和61年3月までの期間の国民年金保険料は請求者自らがA市B支所において納付していた旨陳述しており、同市は、当該期間当時、同支所において保険料を納付することは可能であった旨回答しているものの、上記の被保険者名簿によれば、当該期間を含む請求期間の保険料が納付された記録は確認できず、オンライン記録と一致している上、請求期間は135か月に及び、これだけの長期間にわたって行政機関が事務処理を続けて誤るとは考え難い。

また、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、国民年金被保険者台帳管理簿により、請求期間にA市において払い出された国民年金手帳記号番号を確認したが、請求者に対して別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録において複数の読み名で検索を行ったが、請求者に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700289号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700036号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和59年4月から昭和60年3月頃まで
② 昭和60年4月から昭和63年1月頃まで

私は、請求期間①については、C市に所在したA社に、請求期間②については、D市に所在したB社又は同社内の作業所にE職として勤務していたが、いずれの期間も厚生年金保険の被保険者記録が無い。いずれの事業所においても正社員として勤務していたことから、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、請求期間①及び②を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、C市から提出された「照会対象施設情報」によると、請求者の主張するA社と所在地及び開設者が符合する作業所が、昭和52年1月7日に開設され、昭和63年1月31日に廃止されていることが確認できる。

しかしながら、事業所名簿検索システム及びオンライン記録によると、A社又は類似する名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない上、当該事業所に係る商業登記は確認できず、請求者は、当該事業所に勤務していた者は2人から3人であった旨述べていることから、当該事業所が請求期間①当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたとは考え難い。

また、オンライン記録によると、上記開設者は既に亡くなっていることから、請

求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、上記「照会対象施設情報」によると、上記開設者と同姓の者がA社の所在地において別の作業所を開設していることが確認できたことから、当該開設者に照会したが回答は得られず、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

請求期間②について、請求者に係る雇用保険の加入記録によると、請求者は、請求期間②のうち昭和61年1月5日から昭和63年1月20日までの期間について、B社における被保険者記録が確認できる上、請求者に係るF国民健康保険組合の加入記録によると、請求者は昭和61年1月9日から昭和63年1月31日まで同組合に加入していたことが確認できることから、請求者が請求期間②の一部において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業所名簿検索システム及びオンライン記録によると、D市内においてB社の名称の厚生年金保険の適用事業所は複数確認できるものの、請求期間②当時、前述の雇用保険及びF国民健康保険組合の加入記録における同社の所在地及び開設者と符合する事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

またD市から提出された台帳によると、B社は平成14年9月22日に廃止されていることが確認できる上、同社の開設者も亡くなっており、同社の開設者の親族にも照会したが、請求者の請求期間②に係る資料等はないと回答していることから、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、請求者がB社においてG職として勤務していたと名前を挙げた同僚は、請求者の同社における勤務開始年月日は不明であるが、請求者は昭和63年1月20日まで勤務していたと陳述しているものの、請求期間②当時、同社において給与から厚生年金保険料が控除されていたかは不明と回答していることから、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。